

ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託 業務仕様書

1 案件名

ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

3 事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大によりテレワークが急速に普及するなか、アフターコロナ時代の新しい働き方・ライフスタイルとして、リゾート地や地方でテレワークを行う「ワーケーション」が注目されている。

本事業は、豊かな自然と魅力的な観光地を有する本県でワーケーションを推進するため、県内各地域において事業者が市町等と連携してモデルプランの企画、必要な環境整備及びモニタリング実施等のモデル事業を実施することにより、県内のワーケーション受入体制を充実させ、地域の活性化や関係人口の増加をめざすことを目的とする。

4 契約上限額及び採択件数

契約上限額：1件あたり 999,254円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

採択件数：計5件以内

5 委託業務の内容

(1) ワケーション滞在プランの企画・モニタリングの実施

三重県内の施設を中心に、市町その他関連事業者等と連携のうえ、企業または個人を対象にしたワーケーションのモニタリングを実施すること。

ア 三重県内でのワーケーションに関心がある首都圏等の企業または個人をモニターとして誘致すること。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、県内の企業または個人でも対象とする場合がある。なお、これらの誘致については、県からの紹介支援を受けることができる。

イ 委託期間中、のべ6名以上にモニタリングさせること。

ウ 滞在プランには、テレワークとともに地域の独自性を生かした体験プログラムまたは地域活動等を1件以上盛り込むこと。

エ 実施期間は3泊4日以上とすること。

(2) ワケーションのための環境整備

ア 通信環境の整備

テレワークを実施する施設のWi-fi等の通信環境が十分でない場合は、整備すること。

イ 二次交通の整備

滞在期間中に必要な移動手段のサービス提供を含めたプランとすること。

ウ その他の取組の実施

上記に加えて、ワーケーションに際し、必要かつ効果的と思われる環境整備のための取組を実施すること。

(3) 事業実施報告書の提出

本事業に関する以下の各項目について取りまとめ、提出すること。なお、報告書は県内他地域の今後の取組の参考とするため、県の広報や今後構築予定のインターネットサイト等に使用し、公開する場合がある。

①取組の背景

②事業の内容、プロセス

③モニターへのヒアリング結果（写真を添付するなどモニタリングの状況が分かるようにすること。）

④事業の成果と課題

⑤今後の取組方針

(4) 留意事項

ア モニタリングにかかる経費（テレワーク実施施設利用料、宿泊費及び体験プログラム料金等）は委託経費に計上できる（現地までの往復交通費、飲食費は除く。）。

イ 施設整備費等の財産の取得にかかる費用は委託経費に計上できない（消耗品費、リース・レンタル料は除く。）。

ウ 実施にあたっては、具体的な実施計画等について事前に県と協議すること。

エ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等必要な安全対策を講じること。

6 成果物

令和3年3月12日（金）までに、以下の成果物を紙媒体1部及び電子媒体（CD-ROM等）1式で提出すること。成果物は、ワード、エクセル、パワーポイント形式等三重県において二次利用可能な形式で作成すること。著作権、肖像権その他権利に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な処理を行うこと。

ア 事業実施報告書

イ その他本事業の過程で作成した資料

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約が解除できるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ③発注所属に報告すること。
 - ④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、受託業務の遂行に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずるものとする。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

10 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 事業実施にあたっては、個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。